

令和 7 年度スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツコンプレックス推進事業（基本構想・計画支援事業）」
審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。同点の場合は事業内容に関する評価得点が高いものを採択案件とする。

採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価得点が 20 点に満たないものについては不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) 事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見及びネットワークを持っていること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」（令和 2 年 3 月策定・公表）中の評価項目の I. 構想・計画策定段階の全ての項目について検討する旨が明示されており、周辺地域のまちづくりを意識した構想・計画が検討されていること。また、整備手法を検討するにあたり、コンセッション手法の導入が検討されていること。
- (2) スタジアム・アリーナ改革に係るビジョンの実現に向けて、理解や協力が不可欠となる主要なステークホルダーや施設が所在する自治体の関係者が具体的に示されており、合意形成に向けた具体的な提案がなされていること。
- (3) 商圈として想定している地域の課題及びニーズの調査・分析、コンテンツホルダーや運営の専門家等へのヒアリングなど、コンテンツ及び付帯施設等の検討、同検討に基づく中長期の収支を含む運営・管理計画の策定に向けた具体的な提案がなされていること。

- (4) ビジョンの策定及び合意、中長期の収支を含む運営・管理計画の策定に係る検討手法や検討内容等の事業の成果が国や他の地域の参考となり、今後のスタジアム・アリーナ改革推進事業の普及促進に高い効果が期待されること。
- (5) 事業規模に必要な経費が適切に示されていること。

3 その他

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
- (2) 障害者支援等の取組に関する評価
- ・審査委員会等の会議を開催するにあたり、車いす等での参加が可能となるよう施設面で配慮を行うこと。

〔評価基準〕

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

- 2 「3 (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.0点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2.0点
- ・プラチナえるぼし認定企業＝3.0点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の次世代法施行規則第4条または平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定＝1.0点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）

による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く）＝1.5点

- ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・ プラチナくるみん認定＝3.0点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝2.0点

○スポーツエールカンパニー認定

（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

- ・ スポーツエールカンパニー認定＝1点
- ・ スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝1.5点
- ・ Bronze（ブロンズ）認定＝1.5点
- ・ Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.0点
- ・ Silver（シルバー）認定＝2.0点
- ・ Silver+（シルバープラス）認定＝3.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

3 評価項目の「3（2）障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準。
以下の評価基準により3段階評価を行う。

大変配慮している＝2点

配慮している＝1点

配慮していない＝0点